

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

令和6年3月22日
経済産業省
九州産業保安監督部 保安課

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

1. L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 事故全体の状況について (全国)	4
(2) 九州の L P ガス事故について (令和 5 年)	6
(3) 九州の容器の盗難・喪失について (令和 5 年)	1 4
(4) L P ガス事故の報告の徹底	1 8
(5) L P ガス事故について (まとめ)	2 3
2. 法令遵守状況について	2 4
(1) 立入検査について	2 5
(2) 令和 5 年度の立入検査における確認事項	2 8
(3) 令和 5 年度の立入検査における気づき事項	3 0
(4) 令和 5 年度の立入検査について (まとめ)	3 3
3. 最近の法令改正等について	3 4
(1) 令和 3 年度以降の法令等改正状況	3 5
(2) 今後の法令等改正について	4 5
4. その他参考事項	4 6
・書類提出時のお願い	
・保安ネット利用のお願い	

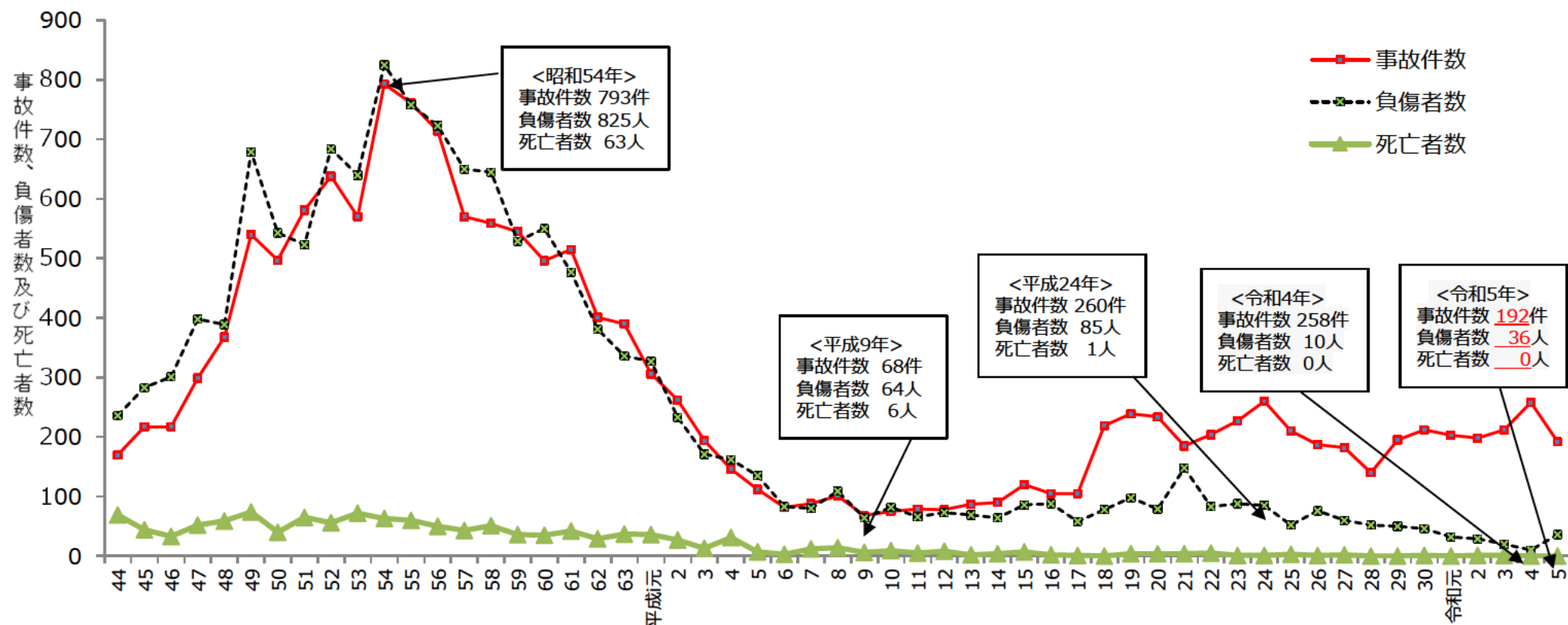
END 5 7

1. LPガス事故の発生状況について

(1) 事故全体の状況について (全国)

① L Pガス年別事故件数・負傷者数の推移

- ◇事故件数は昭和54年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器等の普及により平成9年には68件まで大幅に減少したが、平成10年以降増加。
- ◇湯沸器の不正改造問題が発覚し立入検査の強化等により、平成18年には急激に増加。
- ◇令和5年については、
 - ・事故件数は前年の258件から66件減少し、192件となった。※速報値（今後変更の可能性あり）
 - ・負傷者数は36人（前年は10人）※B級以上の事故はなし
 - ・死亡者数は0人（前年は、0人）

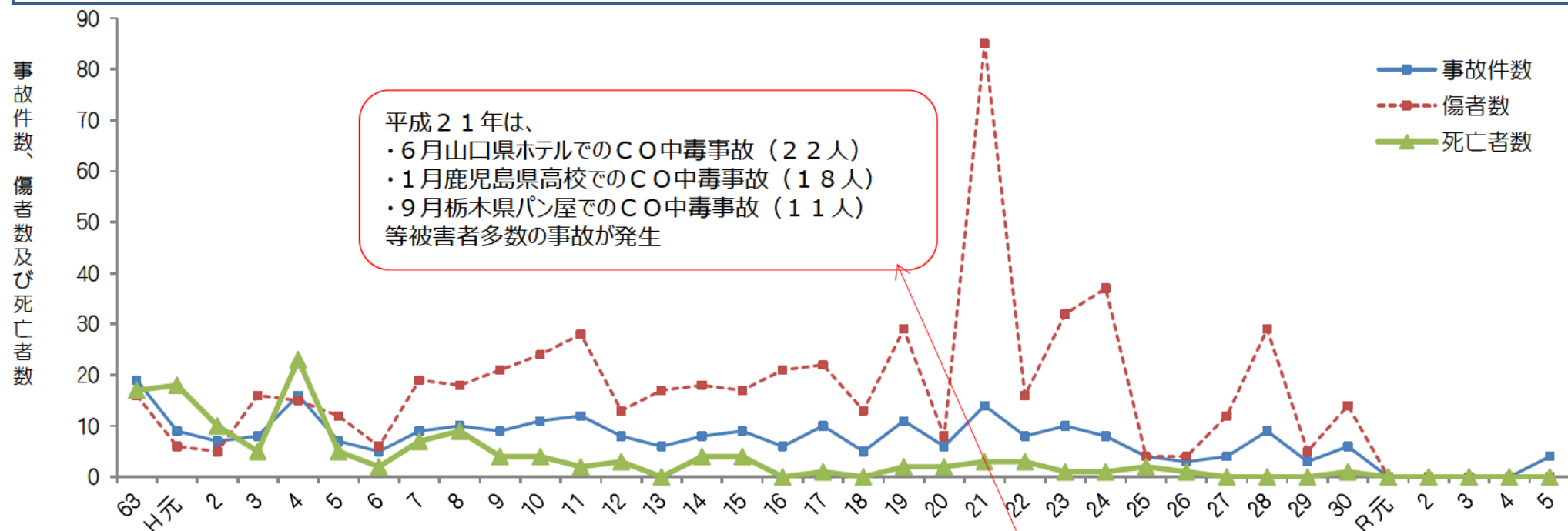


(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

② C O中毒事故の推移（酸欠は含んでいない）

◇ C O中毒事故は、平成21年に14件、死傷者数88人と昭和63年以降で最大。

◇ 令和5年はC O中毒に係る事故は4件発生した。



項目	年	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
件数		19	9	7	8	16	7	5	9	10	9	11	12	8	6	8	9	6	10	5	11	6	14	8	10	8	4	3	4	9	3	6	0	0	0	0	4
うちB級事故		12	8	6	4	12	5	2	6	4	5	5	3	2	0	2	4	1	1	0	3	2	6	3	3	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	
死者（人）		17	18	10	5	23	5	2	7	9	4	4	2	3	0	4	4	0	1	0	2	2	3	3	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
傷者（人）		16	6	5	16	15	12	6	19	18	21	24	28	13	17	18	17	21	22	13	29	8	85	16	32	37	4	4	12	29	5	14	0	0	0	0	4
うちB級事故		4	4	2	2	3	5	1	11	1	14	6	9	0	0	1	1	7	0	0	9	0	65	7	16	23	1	0	7	15	0	0	0	0	0	0	
死傷者計（人）		33	24	15	21	38	17	8	26	27	25	28	30	16	17	22	21	21	23	13	31	10	88	19	33	38	6	5	12	29	5	15	0	0	0	0	4

（注）数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

(2) 九州のLPガス事故について（令和5年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	1/11	福岡県 北九州市 若松区	本省	漏えい 【消費】	消費者よりガス配管を切断したとの連絡あり。 消費者自身で敷地内の水漏れ補修作業を行った際に、ガス配管と水道配管を間違えて切断した。 【原因：他工事（消費者によるもの）】
2	1/24	長崎県 諫早市	部	漏えい 【消費】	他工事業者が下水工事施工時、屋外コンクリート床を電動カッターで切断作業中、埋設ガス管（PLS20A）を損傷しガスが漏洩した。当該メーターが流量オーバーC表示で遮断したため販売店へ連絡があり。販売店にて調査したところコンクリートカッターによるガス管損傷を確認した。漏洩したガスへの着火・爆発はなかった。 【原因：他工事】
3	2/7	鹿児島県 鹿屋市	部	漏えい 【供給】	消費者がガス臭及び高圧ホースからのガス漏洩を確認し、容器バルブを閉じて事業者に通報した。事業者の担当者が現地に到着し確認したところ、50k容器2本立のうち1本の高圧ホースが容器に接続されていないことを確認した。調整器の切替レバーは接続されていない方を向いていた。当日の朝、配送センターが容器交換をしており交換後に高圧ホースをつなぎ忘れたと推測される 【原因：容器交換時の接続ミス】
4	2/9	宮崎県 宮崎市	県	漏えい爆発 【消費】 軽傷1名	一般住宅のビルトインコンロに接続されていた燃焼器用ホースから液化石油ガスが漏えいし、火気に引火して爆発した。この影響により、当該住宅に住む 1名が軽い火傷 を負った。爆発は発生したものの、物的被害を及ぼす程の影響はなかった。 ビルトインコンロ下部のホースが長く、引き出しと干渉していたため、長期にわたる引き出し使用によりホースが損傷したことが原因。 【原因：施工不完全】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
5	2/12	福岡県 糟屋郡 新宮町	県	漏えい爆発・ 火災 【消費】	風呂釜の点火状況が数日前から思わしくなく、そのために本体にガスが滞留し、着火のタイミングで風呂釜が小爆発を起こしたものの。また風呂釜の周囲に燃えやすいもの（タオル、バケツ、雑巾等）が置かれておりそれらに引火したもの。 【原因：消費機器の不具合】
6	3/25	鹿児島県 鹿児島市	県	漏えい 【消費】	引っ越し荷物を積載した乗用車がハンドル操作を誤り、マンション1F駐車場の支柱に衝突。支柱に沿って固定されていたガス管のフランジ接合部のネジ部が破損し、プロパンガスが放出された。過流出防止弁が作動し、漏えいは停止した。 【原因：一般の自動車の運転操作ミスによる支柱の損傷】
7	3/27	熊本県 熊本市 北区	部	漏えい 【消費】	個人宅において庭を駐車場にするためにパワーショベルにて掘削工事を行っていたところ、ガス埋設配管に気付かず破損させた。ガス漏れの通報後、ガス埋設配管の引き込み部分にて破損した配管を切断し、プラグ止めに措置を行った。 ガス埋設配管の目印杭があったものの、工事業者が配管に気付かず掘削工事を行い、供給管を破損させたことが原因。 【原因：他工事】
8	3/27	長崎県 長崎市	県	漏えい爆発 【消費】 軽傷1名	ガスコンロを使用時にガス爆発が発生、それにより台所の壁、天井、窓、玄関ドア等が破損。また、 入居者（1名）が顔や腹にやけどを負い 、病院に搬送された。 現場は2口あるガス栓の元栓が両方開いており、左側が未使用＋ガス栓キャップ、右側にガスホース＋コンロが接続されていたとのこと。現場では、台所付近(壁や床部)の損傷が大きかったことから、台所を中心としてガスが漏えいし、引火した可能性が高いと考えられる。 【原因：ガス栓不具合による、ガスメーターが反応しない程度の微小漏えい】
9	4/5	福岡県 久留米市	県	漏えい 【供給】	需要家（一般の戸建住宅）より「ボンベ取替後にホースが外れ、音がしている」と事業者に通報があった。その後、需要家自身にて容器バルブを閉止した。当該通報を受け、事業者社員及び配送業者社員が需要家宅へ急行し現場を確認したところ、高圧ホースが外れていたため、配送業者社員が再接続した。 【原因：容器交換時の接続ミス】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
10	4/17	大分県 大分市	県	漏えい 【消費】	他工事事業者が駐車場アスファルト舗装改修工事中、ガス埋設配管を破損させた。 【原因：他工事】 ※大分県による立入検査で発覚（9/27）
11	4/28	佐賀県 伊万里市	県	漏えい爆発 【消費】	消費者宅のビルトインコンロの点滅器交換を行った後、ガスに点火したところ、小爆発が起こった 【原因：部品交換した際の接続の不具合によるガスの漏えい】
12	6/15	長崎県 長崎市	県	漏えい火災 【消費】 軽傷1名	消費者宅でビルトインコンロの点滅器を交換した。交換直後は通常に使用できていたが、時間を置いて再度使用した際、コンロから出火した。これにより、 <u>コンロ使用中の消費者が手の甲を火傷</u> し、コンロ本体の一部及びコンロ付近の出窓のカーテンの一部を焼損した 【原因：部品交換した際の接続の不具合によるガスの漏えい】
13	7/19	福岡県 行橋市	県	漏えい 【消費】	5階建ての集合住宅の4階住居部分において改装工事事業者が天井内の配管工事中に、給排水配管と誤ってガス管を切断しガス漏えいが発生した。 【原因：他工事】
14	7/20	福岡県 久留米市	県	漏えい 【消費】	他工事事業者（水道管工事事業者）が消防設備へ上水を送水するために水道配管から分岐する工事の際、重機にて掘削中に重機のバケットがL Pガス埋設配管に接触し破損させ、L Pガスが漏えいした。 【原因：他工事】
15	7/22	福岡県 飯塚市	県	漏えい爆発・火災 【消費】 軽傷1名	消費者が調理の為にビルトインコンロを点火したところ、ビルトインコンロの下部に設置されているキャビネットから爆発が起き、キャビネットの扉が開いて火が吹き出し、右側の足付近の衣服に燃え移り、 右足首から付け根付近に火傷を負った。 配管及びビルトインコンロの漏洩検査を実施した結果、配管等の供給設備の漏洩は無かったが、ビルトインコンロ単体を検査したところ、漏洩が確認された。 【原因：ビルトインコンロの部品の変形】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
16	8/26	佐賀県 佐賀市	県	漏えい 【供給】	築約30年の集合住宅において8月24日より数度にわたりガス漏れ警報遮断。宅内漏えいが認められなかったため復帰操作を都度実施。消費者より指定のあった8月26日に再度検査を実施したところ、宅内漏えいはなく、また集合装置の漏えい表示もなかった。本管（埋設管2か所）の漏えい検査を実施したところ、漏えいが確認された。 【原因：地盤沈下及び配管継目腐食】
17	10/23	佐賀県 佐賀市	県	漏えい 【消費】	消費者（保育園）がガスの匂いに気づき、事業者へ連絡があった。現地での漏えい検査の結果、メーターのユニオン部（管の継手金具部）からの漏えいを確認した。 メーター近くの配管固定部（樹脂製）が劣化のため壊れていたことにより配管が下がり、メーターユニオン部に食い込んでユニオン部が緩み、漏えいに繋がったと推定される。 【原因：配管固定部の劣化】
18	11/6	長崎県 諫早市	部	漏えい 【供給】	容器を交換していた配送センター員より、プロパン庫からガス臭がするとの通報が販売店にあり従業員が出動した。現場での検知液による調査の結果、調整器とメーター間の配管（SGP20A）の腐食による漏洩を確認した。 【原因：供給配管の腐食の進行による漏洩】
19	11/18	福岡県 久留米市	本省	漏えい 【供給】	消費者（ホテル）より販売事業者コールセンターにガス臭がするとの連絡があり、事業者が現場確認した結果、980kgバルク貯槽と併設している気化器の安全弁からガスが漏えいしていた。 【原因：バルブ等の開閉ミス】
20	11/28	福岡県 福岡市 東区	本省	漏えい 【供給】	10月25日に調整器交換を行った集合住宅において、約1月後の11月28日に入居者からの「ガスが出ない」との通報により、担当者が現場訪問したところ、ガスが出ない原因がガス切れによるものであったことが判明した。 更に、ガス切れの原因を調査したところ、調整器と2次側低圧ホースとの接合部から漏えいが確認され、調整器と低圧ホースとの締結が不十分であったことが判明した。 【原因：作業員の接続ミス】 ※21とは別の集合住宅

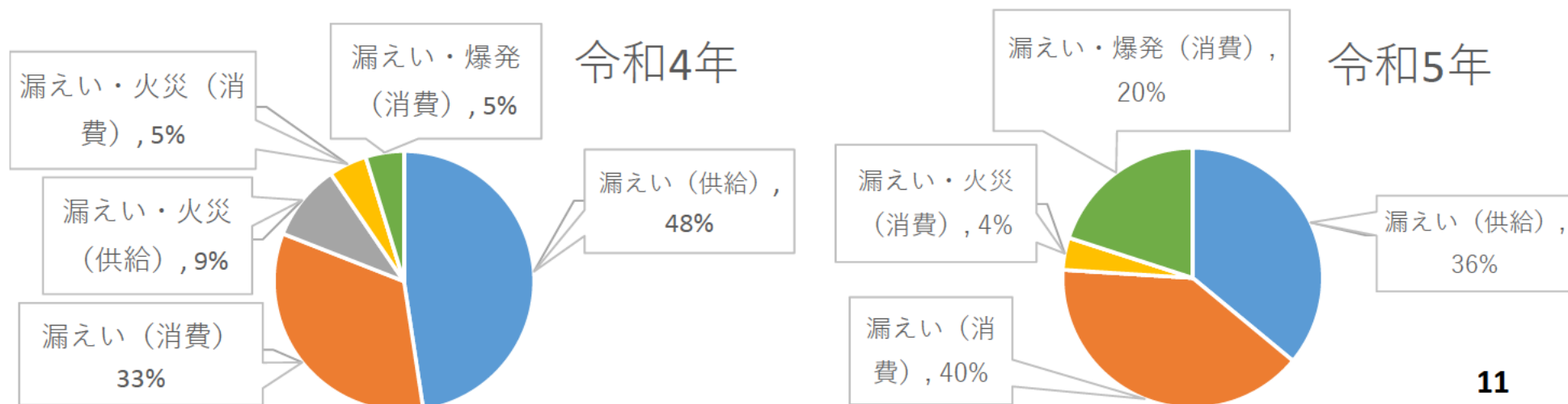
No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
21	11/28	福岡県 福岡市 東区	本省	漏えい 【供給】	10月25日に調整器交換を行った集合住宅において、約1月後の11月28日に入居者からの「ガスが出ない」との通報により、担当者が現場訪問したところ、ガスが出ない原因がガス切れによるものであったことが判明した。 更に、ガス切れの原因を調査したところ、調整器と2次側低圧ホースとの接合部から漏えいが確認され、調整器と低圧ホースとの締結が不十分であったことが判明した。 【原因：作業員の接続ミス】 ※20とは別の集合住宅
22	12/1	佐賀県 武雄市	本省	漏えい 【供給】	配送業者が消費者である高速道路サービスエリア（レストラン・軽食コーナー）に配送に行った際に容器周囲からの異音に気づき、販売店へ連絡した。 連絡を受けた販売店従業員が現場に到着した際にガスの臭いがしたため、漏えい検知器による確認を行った結果、自動切替式調整器の切替部からの漏えいが検知された。 【原因：確認中】
23	12/1	福岡県 北九州市 小倉北区	本省	漏えい 【消費】	消費者（理容店）が水道に不具合が発生したため修繕を行うために水道管を切断しようとしたところ、誤って供給配管をノコギリで傷つけた（詳細位置調査中）ことでガス漏洩した。配管は取り替え済み。 【原因：他工事（消費者によるもの）】
24	12/4	佐賀県 佐賀市	本省	漏えい 【消費】	消費者（学校）から「圧力低下遮断による警報音が鳴っている」と連絡を受け、販売店が現場で漏えい箇所を確定するため、厨房室内のガス機器（回転窯やコンロ）を調査したが、漏えいが確認できなかったため、供給を停止した。 翌日、再度ガスボイラー周りを含め調査したが露出部では漏えいは検知できず、埋設配管と断定し、仮設供給のための工事を行った。 工事終了後、気密試験及び漏えい試験にて合格したため仮設供給を開始した。 【原因：埋設配管の老朽による腐食と劣化（推定）】
25	12/5	福岡県 久留米市	本省	漏えい 【供給】	需要家（一般の戸建住宅）からガス臭がするとの連絡があったため、販売店従業員が需要家宅へ急行し現場を確認したところ、高圧ホースが外れ、ガスが漏えいしていることを確認した。 当該容器は、同日正午ごろに委託先配送員が交換を行っていた。 【原因：作業員の接続ミス】

現象別の発生状況

※修正の可能有

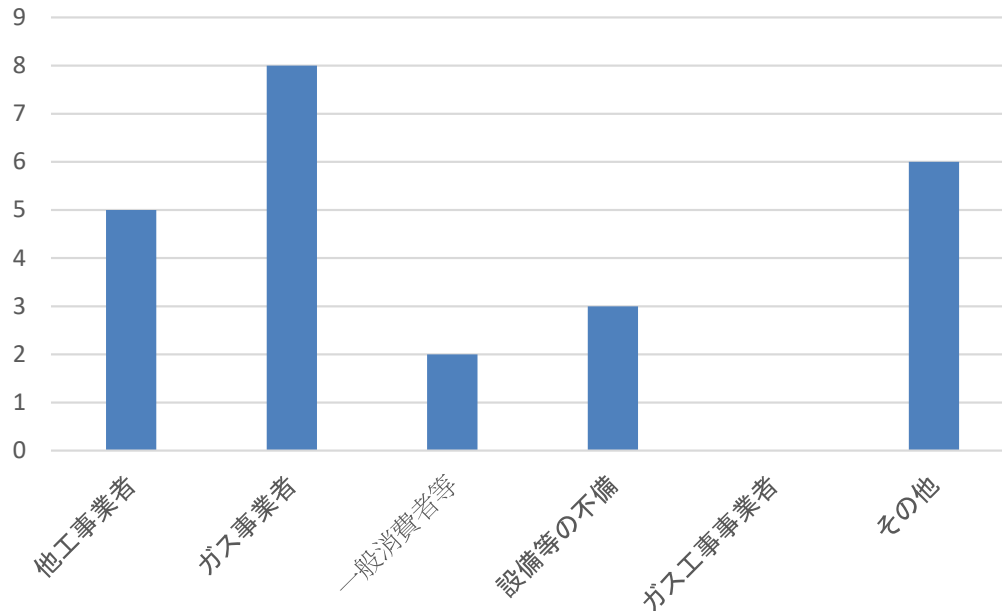
	漏えい				漏えい・火災				漏えい・爆発 (爆発に至った火災含む)				C O中毒・酸欠				計
	件数		割合		件数		割合		件数		割合		件数		割合		
令和5年	19		76%		1		4%		5		20%		0		0%		25
令和4年	17		81%		3		14%		1		5%		0		0%		21
令和3年	22		96%		1		4%		0		0%		0		0%		23
令和2年	20		83%		4		17%		0		0%		0		0%		24
令和元年	26		81%		2		6%		4		13%		0		0%		32
	供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
令和5年	9	36%	10	40%	0	0%	1	4%	0	0%	5	20%	0	0%	0	0%	
令和4年	10	48%	7	33%	2	9%	1	5%	0	0%	1	5%	0	0%	0	0%	
令和3年	14	61%	8	35%	0	0%	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
令和2年	17	71%	3	12%	0	0%	4	17%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
令和元年	20	63%	6	19%	0	0%	2	6%	0	0%	4	13%	0	0%	0	0%	

- 事故件数は25件、R4年の年間23件から2件増
- 令和5年は残念ながら人災4件（軽傷4名）が発生 / 令和4年は1件（1名）
漏えい火災・爆発が増加傾向にあり、人災増加もこの傾向によるものと思われる



原因者等別事故の発生状況

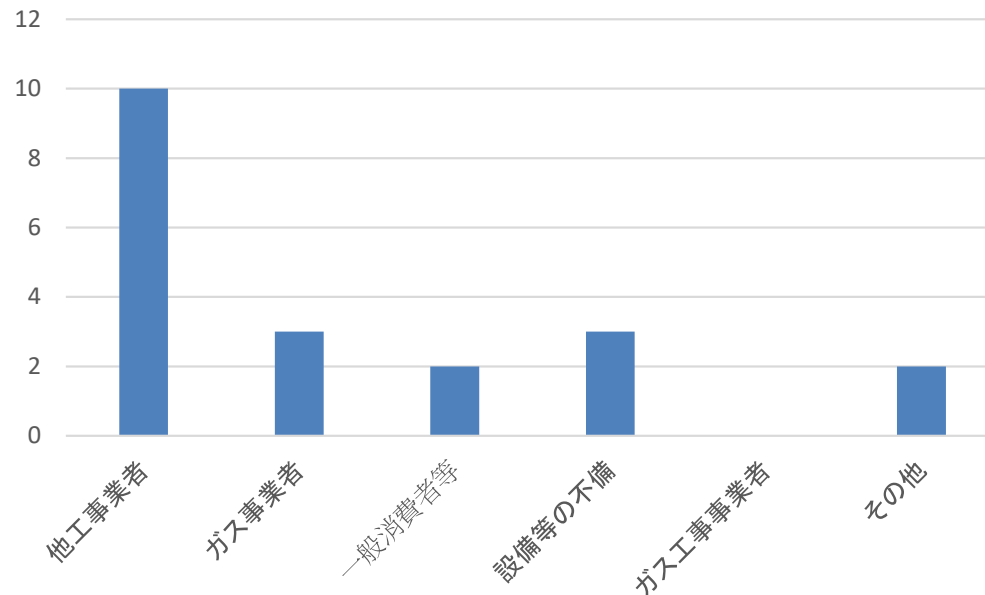
令和5年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故は減少している。
- 一方、作業ミスや配管等の腐食など、あってはならない、かつ絶対に防ぎたい事故は減るところか増加している。
- 消費者による工事が引き続き発生
- その他：自動車の衝突が遠因の事故、異物混入と推定される事故、地盤沈下 等

※確認中の1件は含まず

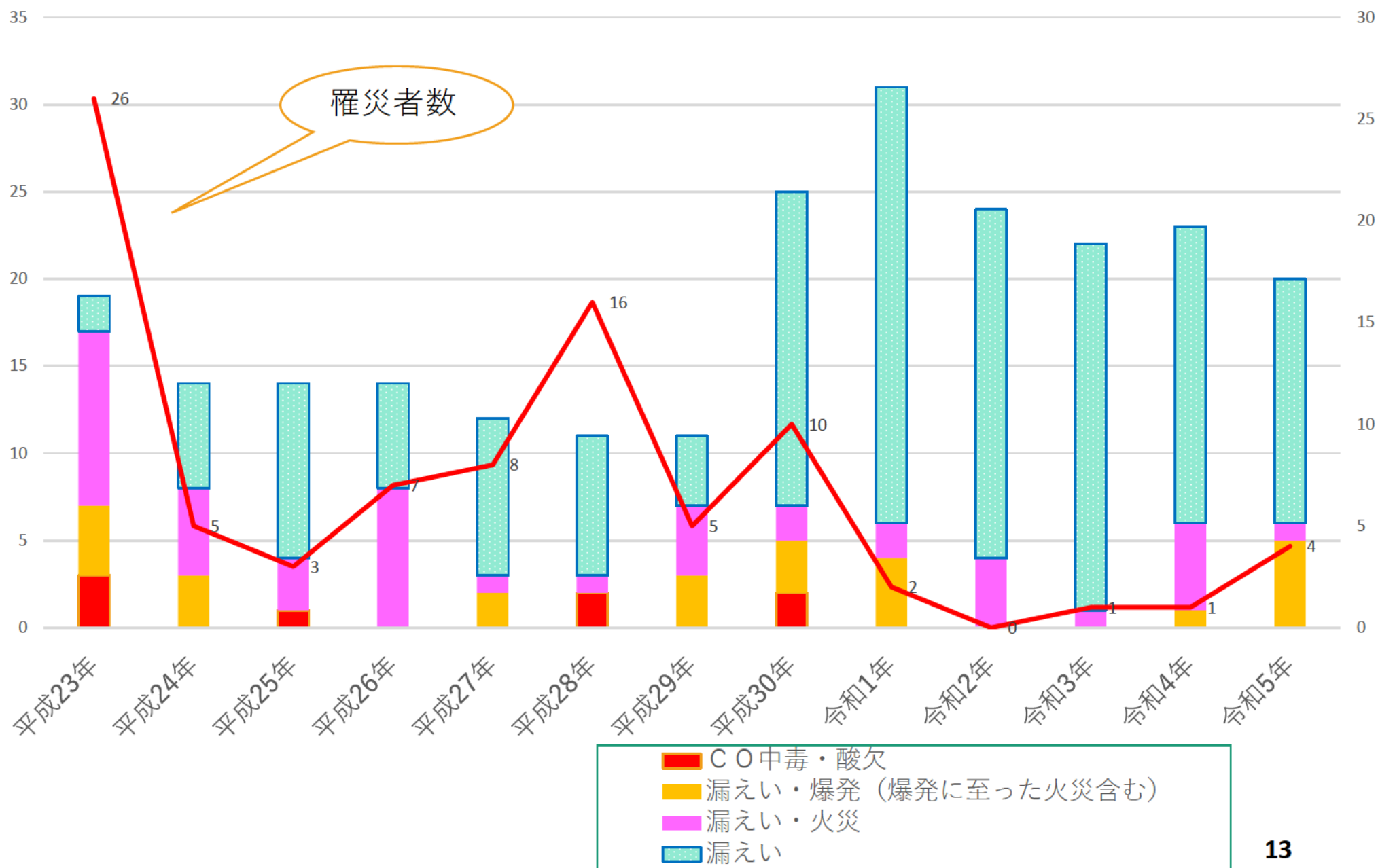
令和4年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故は増加している。
- 作業ミスや配管等の腐食など、あってはならない、かつ絶対に防ぎたい事故も減っていない。
- 一般消費者に起因するものも
- その他：自動車の衝突が遠因の事故、DIYによるもの

最近の九州のLP事故の発生状況

事象別事故（平成23年から令和5年）



（３）九州の容器の盗難・喪失について（令和５年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

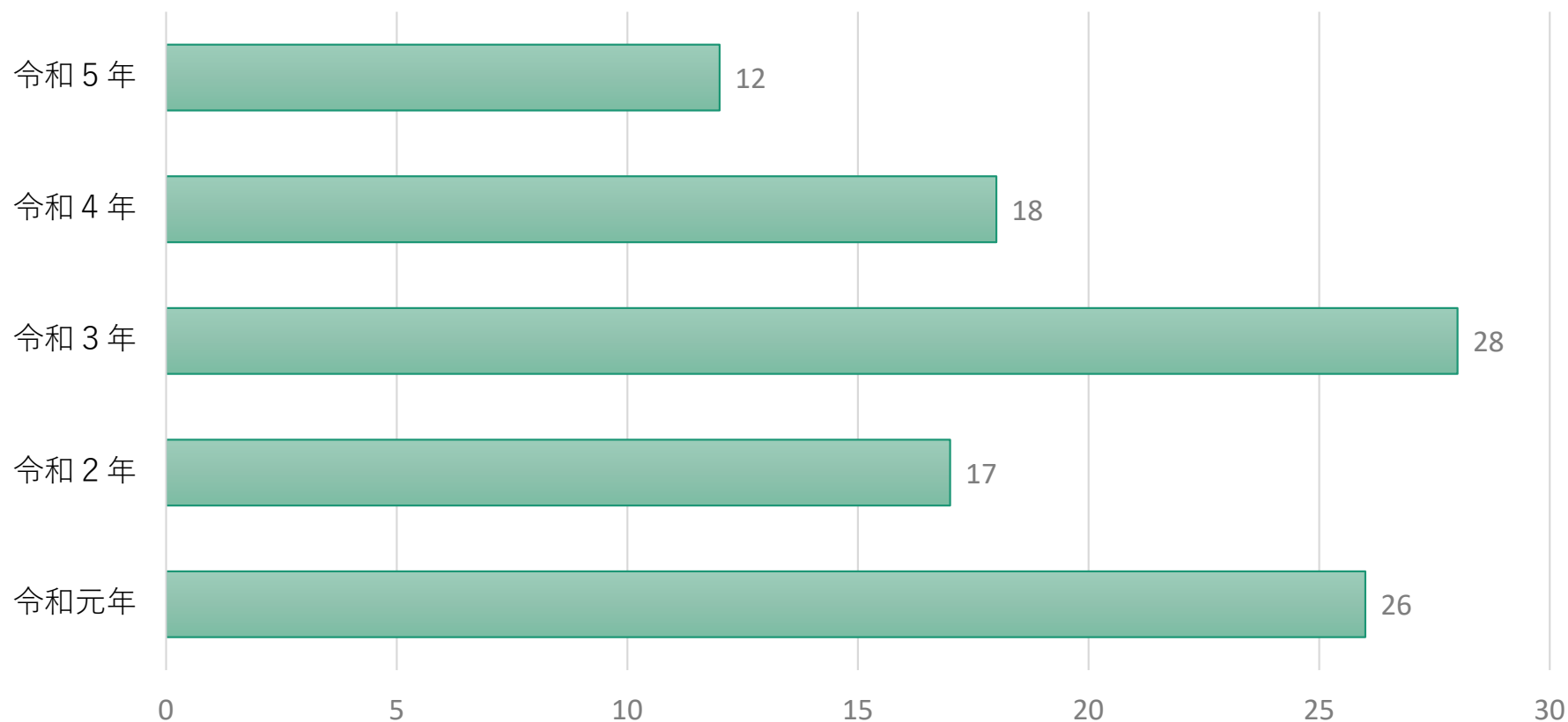
No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	1/24	福岡県 大川市	盗難	公民館 を使用した一般消費者からガスがつかないとの連絡が販売店にあり、販売店が現場確認したところ、LPガス容器がなくなっていた。
2	2/1	福岡県 大川市	盗難	消防団員よりLPガス容器が無くなっているとの連絡が販売店にあり、ガス販売店が現場確認したところ、LPガス容器がなくなっていた。
3	2/20	大分県 由布市	盗難	検針者が定期検針の為 公民館 を訪問した際、メーターがガス圧低下の為エラーになっていた。メーターを復帰させようとしたがボンベが空になっていた為復帰できず、ボンベを確認すると、販売店が設置していたボンベと違うボンベに置き換えられていた（置き換えられていたボンベも盗難品であった）。
4	2/28	宮崎県 宮崎市	盗難	前年11月30日より、当該物件は前住人の転居により 空き家 となり、ガスメーターを閉栓していた。2月28日に解体業者から販売事業者へ連絡があり、ガスメーターを撤去してほしい旨の申出があったため、販売店の社員が現地を確認したところ、設置していた20kg容器２本がなくなっていた。
5	3/27	福岡県 福岡市 博多区	盗難	消費者（建設関連企業）よりガスがつかないとの連絡を販売店が受け、現場確認したところ、20kg容器1本がなくなっていた。

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
6	5/18	長崎県 五島市	盗難	前年10月から 空き家 になっている物件に配送センターがボンベ引取りのため訪問したところ、20kg容器2本中予備側のボンベ1本が無いとの連絡が販売店にあり、販売店は状況を確認した。
7	5/25	福岡県 中間市	盗難	前年6月30日にガスを閉栓した供給先に対して5月25日に配送センターが長期滞留容器の確認を実施した際、20kg容器1本がなくなっていた。
8	8/21	福岡県 田川市	盗難	配送センターが容器交換に行ったところ、家屋が解体され、20kg容器1本が不明である状況を確認した。
9	8/29	佐賀県 杵島郡 白石町	盗難	長期滞留容器の回収のため個人宅へ行ったところ、従前の建物は解体され、同じ場所に住宅が新築されており、従前の住宅の居住者とは別の者が居住していた。 解体業者に聞き取りを行ったところ、解体時にメーター及び配管一式はあったが、容器はなかったとのことであった。
10	9/1	鹿児島県 肝属郡 南大隅町	盗難	配送員が検針のため供給先の住宅（ 空き家 ）を訪れた際、LPガス容器(20kg)2本のうち、1本の紛失を確認した。

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
11	11/25	大分県 日田市	盗難	販売事業者からイベント用（焼き芋器用）にガスボンベを貸し出していた。ボンベは11/18のイベントで使用し、11/26のイベントの為に ビニールハウス 内で保管していたが、11/25に準備の為に確認したところなくなっていた。
12	11/26	鹿児島県 大島郡 徳之島町	盗難	11月25日・26日の2日間で開催されるイベントに10kgガス容器1本を貸し出したところ、2日目の朝、貸出先の者から容器が紛失している旨連絡があり、警察へ被害届を提出した。 10kgガス容器のほかに、ホースや調整器も盗難にあった。

(3)九州の容器の盗難・喪失について（令和 5 年）

盗難・喪失（自然災害除く）



- ・令和 5 年の自然災害による容器の喪失は 0 件
- ・空き家等人が常駐しない建物からの盗難事案が複数あり（表の赤字）
- ・発生箇所（市町村）に目立った偏りは見られない

事故報告は遅滞なく、事故発生箇所の県へ！

■漏えいなどの事故（特定消費機器に関する事故以外）は、**発生場所を所管する県・指定都市**に連絡してください。

※事故報告の遅延が認められます。これはと迷う場合はすぐ連絡！！

注意：漏えいは、基本事故と考えて対応をお願いします。

一部除外できるものは以下のとおり

- ◎ **接合部**等からの微量の漏えい（いわゆるカニ泡程度）
- ◎ 自殺、故意、いたずら（はっきりとするまでは事故扱い）
- ◎ 自然災害（設備の不備を除く）

※報告遅延案件例

- ・配管（接合部ではない箇所）からの漏えい
- ・調整器不具合での漏えい
- ・いたずらの可能性が高い（と思われる）漏えい

★怪しげ、迷う場合は、事故として対応してください。はっきりとした段階で事故案件から除外します。

※ガス事業法と事故対応が異なります。

漏えいはガス事業法では事故年報扱いですが、液石法では速報！間違えないように！

(4) L Pガス事故の報告の徹底

(参考) 適用条文

高圧ガス保安法第63条(事故届)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

液化石油ガス保安規則第九十六条(事故届)

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書)を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二(報告の徴収)

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備(ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。)について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

L Pガス事故(特定消費設備)に関する国への連絡先

■平日「執務時間内」(8:30~18:00頃)

九州産業保安監督部 保安課(直通) TEL: 092-482-5469
FAX: 092-482-5932

■夜間、休・祝日

- ①保安課長 携帯 080-5471-7276 メール kyushu-hoankacho@ezweb.ne.jp
- ②総括課長補佐 携帯 080-9068-3064

(参考 1) 「特定消費設備」とは、どんな設備？

(別表 2)

「液化石油ガス保安規則第 9 3 条の 2、第 9 6 条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 1 条第 2 項の運用について」
(20230324保局第1号)

記の 1

(2) 液石則第 9 3 条の 2 及び第 9 6 条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表 2 の中から選択すること。

→「特定消費設備」は右の別表 2 の機種が該当します。

※特監法の「特定ガス消費機器」とは異なるので注意！

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管（その他）
	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排水方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

(参考 2) 液化石油ガス法に係る事故の定義等 (液化石油ガス事故対応要領)

(1) L P ガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「L P ガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

L P ガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

L P ガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

L P ガス消費設備の不完全燃焼又は L P ガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

（参考 2）液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

（2）充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

（3）その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L P ガス事故には該当しない。（※（2）は除く）

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
 - 例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
 - 例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記（1）に掲げる L P ガス事故に該当しない事故。
 - 例）自動車の飛び込みによる事故。

(5) L P ガス事故について (まとめ)

○事故全体の状況について (全国)

件数自体は減少したが、ここ数年発生していなかった
CO中毒事故が4件発生した。

九州では発生していない。引き続き発生しないように。

○九州のL P ガス事故について (令和5年)

作業ミスによる事故が増えています。

防ぎうる事故です。手順を確認して作業にあたきましょう。

「慣れ」や「思い込み」は失敗の元です。

○九州の容器の盗難・喪失について (令和5年)

人が常駐していない場所での盗難事例が相変わらず発生しています。

可能であれば、回収することも検討してください。

○L P ガス事故の報告の徹底

時間が経過して報告されたもの、発覚したものがあります。

ささいなものであっても、すぐに報告をお願いします。

事故かどうか悩む場合は、迷わず連絡を！

2. 法令遵守状況について

(1) 立入検査について

立入検査までの流れ

規
範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。
※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③**事故等新たに問題が発生した事業者**等について重点的に実施。

検
査
前
・
検
査
時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。

検
査
後

5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

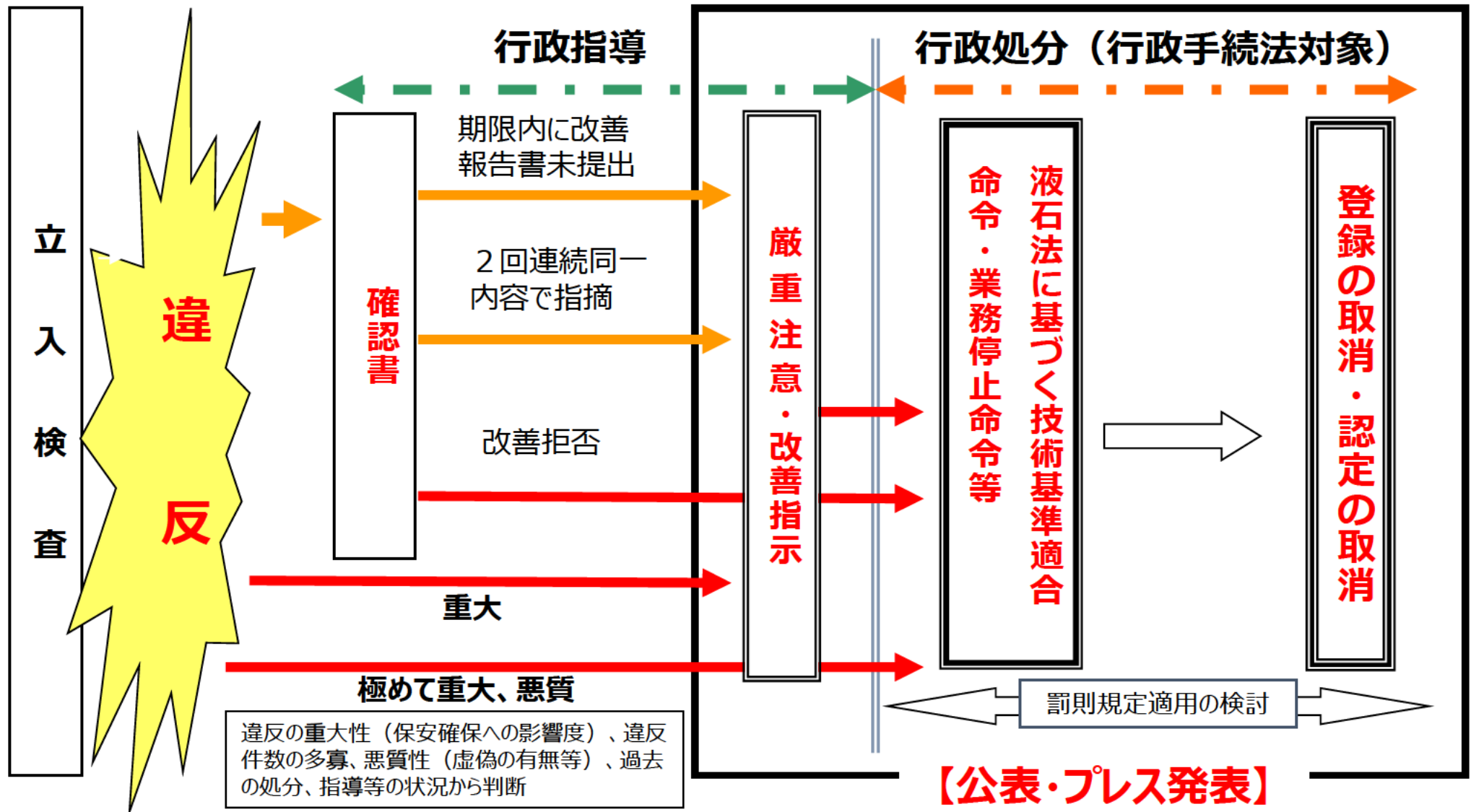
最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・令和元年度	11件	（確認書交付	9件）
・令和2年度	4件	（確認書交付	0件）
・令和3年度	10件	（確認書交付	3件）
・令和4年度	14件	（確認書交付	7件）
・令和5年度	16件	（確認書交付	5件）

(1) 立入検査について

立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



(1) 立入検査について

立入検査の重点事項（令和5年度）

- 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びL Pガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。
 - ①保安業務に係る委託業務の内容
 - ②保安業務の実施状況
 - ③緊急時対応の体制
 - ④他工事対策等の周知状況
 - ⑤液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
 - ⑥液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
 - ⑦液石法第16条の2に基づく供給設備に係る基準適合義務の遵守状況
 - ⑧燃焼器等の消費設備調査の実施状況
 - ⑨業務主任者の職務の実施状況
 - ⑩L Pガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
 - ⑪質量販売における基準の適合状況
 - ⑫販売の方法の基準の適合状況

(2) 令和5年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和5年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

- 書類（保安機関変更届）が適時に提出されていない
法第35条の4で準用する法第10条、規則第41条第1項
- 事業所名の変更にかかる委受託契約の変更がされていない
法第28条
- 販売事業者証が掲示されていない / 販売事業者証のサイズが違う
法第7条第1項、規則第8条
- 業務主任者の勤務実態が確認できない
法第19条第1項、規則22条各項
- 保安業務有資格者の勤務実態が確認できない
法第31条第1項、規則第31条第1項
- 緊急時連絡の電話番号が機能していない。
法第27条第1項第4号、規則第29条
- 帳簿（電磁的記録）の管理が不十分。
法第81条第1項、規則第131条第1項及び第2項

(2) 令和5年度の立入検査における確認事項（帳簿の管理について）

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8 1 条第1 項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者等が備え付けるべき帳簿の取扱い等について」（平成9 年4 月1 日付け9 保安第2 2 号）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8 1 条第1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者が備えなければならない**帳簿**については、事業者ごとに、同法施行規則第1 3 1 条に規定する記載事項が正確に記載されており、かつ、必要に応じ直ちに記載事項の確認ができる状態にあるものであれば、**その一部又は全部を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）で記載して差し支えないこととする。**

[法第8 1 条第1 項]

液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（→記載事項は規則第1 3 1 条）

[電子化の条件]

- ・記載事項が**正確に**記載されている
- ・必要に応じ**直ちに**記載事項の確認ができる状態にある

(3) 令和5年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 委受託契約書が旧会社名で交わされているままで、社名変更後の覚え書き等がない。
（検査官の視点）この契約書は有効なのか？無効であれば、事故の際に、事業者の管理責任はより大きく問われる可能性があるのでは？
- 委受託契約書で点検・調査等の報告は相手保安機関の保安業務規程によるとなっているが、事業者が、その業務規程等を一度も確認していない。
（検査官の視点）委託元事業者は、把握しないまま契約しているのでは？事業者は、委託先保安機関が、法的要求事項を満たす点検・調査をやることを確認していないまま無責任に丸投げしているのではないか？
- 調査結果を販売店に月1回帳票等で報告しているが、報告日や受理日がない。
（検査官の視点）確実に届いたかどうか、規程や契約書どおりの期限で報告されていないのでは？法的要求期限管理ができていないのではないか？
- 担当者（実施者）と確認者の押印が同一。
（検査官の視点）ダブルチェックができていないのでは？これまでの点検・調査結果には、法的要求事項を満たしていないものがあるのではないか？

(3) 令和5年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 保安業務規程の下部規程（別途必要に応じて定めるとされている要領等）が定められているが、すぐに確認できる状態にない。

（検査官の視点）事業者自身が自ら決めた規程類を理解していないのではないか？引いては、事業者全体の保安管理の精度が低いのではないか？

ー保安業務規程の例ー
(実施細則)

第10条 この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

- (1) 保安業務の事務処理要領
- (2) 保安業務区分ごとの実施要領 ←これらの要領がすぐに見られる状態でない
- (3) 保安業務用機器の管理要領

- 販売所の貯蔵施設の表示がわかりづらい（場所、大きさ）。表示すべき面に表示がない。また、文字が消えている（特に赤字部分）。

（検査官の視点）法令をきちんと理解していないのではないか？事業者としての保安レベルが低いのではないか？

※ここまでは前回・前々回の研修会でも説明しています。今一度確認をお願いします。

(3) 令和5年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 緊急時対応に使用する車両の内部が整理整頓されていない
→ 保安業務用機器が載るスペースがない
緊急時対応に使用しないであろう大きな事務機器等が載ったまま 等
（検査官の視点）緊急時に本当に対応できる能力が無いのではないか。
- 外国語版の周知文書の連絡先が日本語（印刷もしくはスタンプ）
（検査官の視点）外国人の消費者が理解できず、保安上重要な連絡がなされないまま放置されている可能性があるのではないか？
- 保安業務機器の数が計画書と実数が一致しない（法定数は満たしている）
（検査官の視点）保安業務機器がきちんと管理できていないので、保安レベルが低いのではないか？
- 保安業務規程において、消費設備調査の結果「否」の通知を行った際の再調査の期間が「通知の日から一月を経過した日以後五月以内」となっていない。
（検査官の視点）保安業務規程が法令と不整合であるので、法的要求事項を理解していないのではないか？この消費者宅で事故発生した場合の保安責任は重大！

[以下、印象に残った事業者の取り組み]

- ・ 周知は対面が原則であることに留意し、特に高齢者に対しては対面で周知を行うよう努めている。
- ・ ハザードマップを確認し、災害時に1 m以上浸水すると予想されている消費者のメーターにシールを貼付している

(4) 令和5年度の立入検査のまとめ

○令和5年度の立入検査における確認事項

確認書交付対象の事業者は減っています。

逆に、確認書に記載した内容の重大さは増しています。

○令和5年度の立入検査における気づき事項

昨年の研修会で話した内容と同様の口頭注意が多いです。

研修会の内容が生かされていないと言わざるを得ません。

今後、同様の注意を受けないよう、今回の内容をもう一度

事業者・事業所内で確認してください。

法は規制するだけでなく、身を守るものです。

なぜ法があるのか、法の内容が何を意味しているのか、

常に考えながら業務にあたってください。

3. 最近の法令改正等について

(1)令和 3 年度以降の法令等改正状況 (新型コロナ関係臨時措置除く)

【 2 0 2 1 / 6 / 1 8 】

- ①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化
 - ・液石法施行規則の一部の改正
 - ・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正
（例示基準の改正）

【 2 0 2 2 / 7 / 1 5 】

- ②キャンピングカー等に係る30分ルール of 代替措置
 - ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正

【 2 0 2 2 / 1 2 / 2 8 】

- ③バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正

【 2 0 2 3 / 4 / 1 】

- ④液化石油ガス販売事業者の登録等の権限を都道府県から政令指定都市に委譲するための法律改正

※九州の委譲については、以下のとおり

福岡県 → 北九州市消防局予防部規制課

福岡市消防局予防部指導課

熊本県 → 熊本市消防局予防部指導課

①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

何を： 1 m以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※浸水区域が0.5m～3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

いつまでに： 令和3年12月1日から **※新規一般消費者宅はすでに対策が必要**

ただし、令和3年12月1日時点で設置済みの施設は令和6年6月1日まで猶予

注) 1 m以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和3年12月1日以降は流出防止対策が必要

注) 1 m以上浸水する箇所の既存設備も、**令和6年6月1日を過ぎると流出防止対策が必要。**

※ 今年の6月1日までにすべての一般消費者への対応・対策を完了することが必要。のこり2月ちょっとです。

どうする： 販売事業者は流出防止対策を講ずる必要がある。

どうなる： 保安機関は容器交換時などの点検時、転倒防止措置の確認が必要となる。

※ 個別の一般消費者宅で流出防止対策が必要な場所かわかるか？

※ 販売店と保安機関との情報共有が必要！！

消費者宅の浸水区域の 確認（ハザードマップ）

・浸水想定なし
・浸水想定箇所
（1 m未満確定）

法的には対応不要

浸水想定箇所

（1 m以上）または（高さ不明、1 mも想定高さに含まれる）

容器収納庫なし

容器収納庫あり

※アンカーボルト等の固定が必要

固定金具の確認

※返し付きフック等に交換

【20kg以下容器】
鎖、ベルト等

1 本掛け

必ずプロテクターを通すこと

【20kg超容器】
鎖、ベルト等

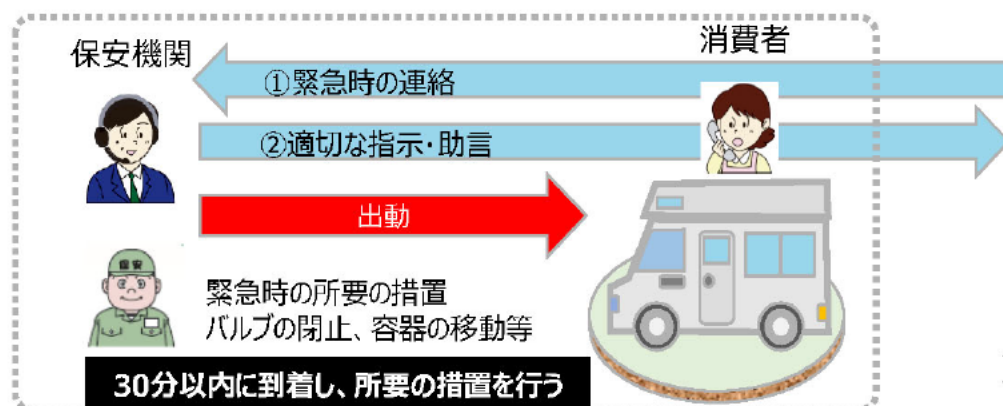
2 本掛け（容器の高さの3/4と1/4）

※内 1 本はプロテクターを通すことも可
ただしその場合でも 2 本掛けは必要

※容器の遊びは少なく堅固に固定する。

② キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）

令和4年7月
ガス安全室



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う



緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）

質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等



液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印



- ・ 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・ 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3）
- 帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等

（注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。

（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。

（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。



③バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正

改正前： 製造後20年で初回の告示検査、以後5年ごとに同様の検査を受ける必要

- ・外面の目視及び非破壊検査
- ・鋼板の厚さの測定
- ・水または安全な液体による耐圧試験
(外観の非破壊検査で欠陥がないことが確認された場合を除く)
- ・空気等による気密試験 (常用圧力)

改正後： 製造後20年で初回の告示検査、以後5年ごとに同様の検査を受ける必要

- ・内面及び外面の目視検査
- ・内面及び外面の非破壊検査
- ・鋼板の厚さの測定
- ・水または安全な液体による耐圧試験
(外観の非破壊検査で欠陥がないことが確認された場合を除く)
- ・空気等による気密試験 (常用圧力)

→検査期間そのものは改正なし

ただし書きで2～4回目の検査において一部の検査の省略 (条件あり)

ただし書きによる省略可能な項目：

(1) 内面及び外面の目視検査

→「内面については、検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が35年以下のものについては、この限りでない。」 ※外面については省略なし

(2) 内面及び外面の非破壊検査

→「非破壊検査による確認を経て検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日から起算して15年以内であり、かつ、経過年数が35年以下のものについては、(1)の目視検査を行いその外面について欠陥がないことが確認された場合は、この限りでない。」

(3) 鋼板の厚さの測定 →省略なし

(4) 水または安全な液体による耐圧試験

→「(2)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合又は(2)ただし書き規定により非破壊検査を要しない場合を除く。」

(5) 空気等による気密試験

→「検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が35年以下のものについては、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態において当該バルク貯槽に作用する圧力で行うことができる。」

④液化石油ガス販売事業者の登録等の権限を都道府県から政令指定都市に委譲するための法律改正

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

(施行日: 令和5年4月1日)

現
行

液石法(注1)

- 液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**
- 液化石油ガス事業者が、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、**液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



支障

- 液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、
 - ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
 - ②両法の適用を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方で手続きをしなければならず、利便性を欠く。**

改
正
後

- 液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (液化石油ガス法) の改正について

- 本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を指定都市の長に移譲するもの。
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第12次地方分権一括法）として改正。
- 2022年5月13日成立、同年5月20日公布。2023年4月1日施行。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（黄色が改正部分）

	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	経済産業大臣の権限に属する事務	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務
			試験事務及び免状交付事務以外	免状交付事務及び試験事務	試験事務		
事務・権限の内容	➢ 液化石油ガス販売事業（法第2章） ➢ 液化石油ガス販売事業者の認定（法第3章の2）	➢ 保安業務（法第3章）	➢ 貯蔵施設等の充てんのための設備（法第4章） ➢ 液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の3及び第38条の10	➢ 液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の4～第38条の9	➢ 指定試験機関（法第4章の2第2節）	➢ 液化石油ガス器具等（法第5章）	➢ 雑則（法第6章） * 報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲			移譲対象外		法改正の必要なし（現行条文で市長が含まれている）	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

法律改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）（次頁に続く）

液化石油ガス法条項	内容
第2章 液化石油ガス販売事業（第3条—第26条の3）	
第3条第1項及び第2項	液化石油ガス販売事業者の登録
第3条の2	液化石油ガス販売事業者登録の実施
第4条	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否
第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第10条第2項及び第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第13条第2項	液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令
第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第22条	業務主任者等の解任の命令
第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第24条	液化石油ガス販売事業者の登録の失効
第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
第3章 保安業務（第27条—第35条の5）	
第29条第1項及び第2項	保安機関の認定
第31条	保安機関の認定の基準
第32条第2項	保安機関の認定の更新
第33条	保安機関に係る一般消費者等の数の増加の認可等
第34条第3項	保安機関に対する業務等改善命令
第35条第1項及び第3項	保安業務規程の制定又は変更の認可
第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の4	保安機関の認定行政庁の変更の場合における認定の受理等
第35条の5	消費設備に係る技術基準適合命令

法律改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）

第3章の2 液化石油ガス販売事業者の認定（第35条の6—第35条の10）	
第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係るの保安の確保の方法等の認定
第35条の7	液化石油ガス販売事業者からの報告義務
第35条の10	販売事業者の認定の取消し
第4章 貯蔵設備等及び充てんのための設備（第36条—第38条）	
第36条第1項	販売事業者による貯蔵施設等の設置の許可
第37条	販売事業者による貯蔵施設の設置の許可の基準
第37条の2	販売事業者による貯蔵施設等の変更の許可等
第37条の3	貯蔵施設等の完成検査の実施等
第37条の4	充てん設備の許可
第37条の5第3項	充てん事業者に対する技術基準適合命令
第37条の6第1項、第3項及び第4項	充てん設備の保安検査の実施等
第37条の7	貯蔵施設の許可の取消し等
第4章の2 液化石油ガス設備工事 第1節 液化石油ガス設備工事（第38条の2—第38条の13）	
第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理
第38条の10	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理
第6章 雑則（第81条—第95条の3）	
第82条第1項及び第2項	販売事業者等からの報告の徴収
第83条第3項及び第4項	販売事業者等に対する立入検査の実施等
第87条第1項及び第2項	関係行政機関への通報等
第88条第2項第1号及び第1号の2	公示
第90条第1項	聴聞の特例

(2) 今後の法令等改正について

- ・「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の改正

→液石法第7条（標識の掲示）が対象

施行期日：令和6年4月1日

※例外：①常時雇用する従業員の数が五人以下である場合

②自ら管理するウェブサイトを持していない場合

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、**インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認**できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネット
による閲覧を可能に



利用者保護や利便性、
デジタルバインドへの配慮
の観点から、書面による
掲示も維持



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置
（工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記）

※デジタル庁ホームページより引用

5. その他参考事項

・書類提出時のお願い

液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地
2 貯蔵施設の位置
3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

「日本工業規格」は令和元年7月から「日本産業規格」に変わっています。

書類提出時には確認をお願いします。

拡大

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。←

①JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改めました。



【施行日】令和元年7月1日

※対象分野のJIS化手続きは平成30年11月29日から可能となっています。

【経過措置】旧JIS法に基づくJISは、新法に基づくJISとみなします。

旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなします。

英語名称 (Japanese Industrial Standards) は継続します。

※経済産業省HPより引用

保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができます。

電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

■ 業務主任者の選解任（液石法施行規則第22条）

（様式第10）

■ 簡易申請

p d f 化した各種申請書類の送付に利用できます。

※今後選解任届出のように提出範囲を拡大する見込み！！

保安ネット利用時の利用アカウント

- ◆保安ネットを利用する際は、Gビズ I Dのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。
- ◆Gビズ I Dに関する詳細については、Gビズ I Dホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

- ◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。
- ◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
g B i zプライム	同一法人及び個人事業主のg B i zメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「Gビズ I D」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意ください。

保安ネットの機能について

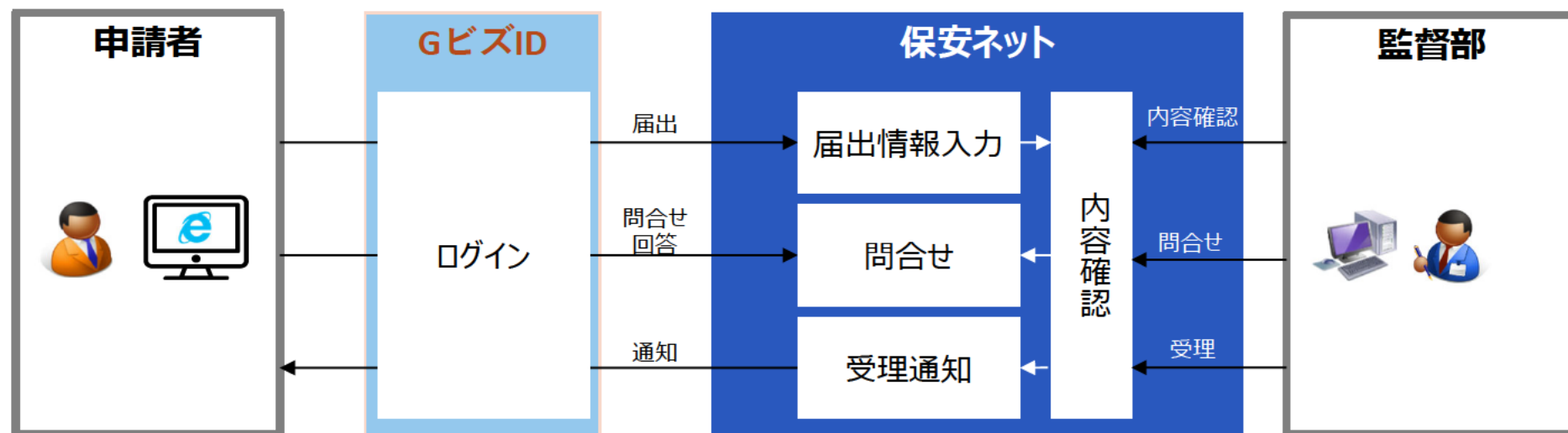
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」
(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)
内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただく必要があります。

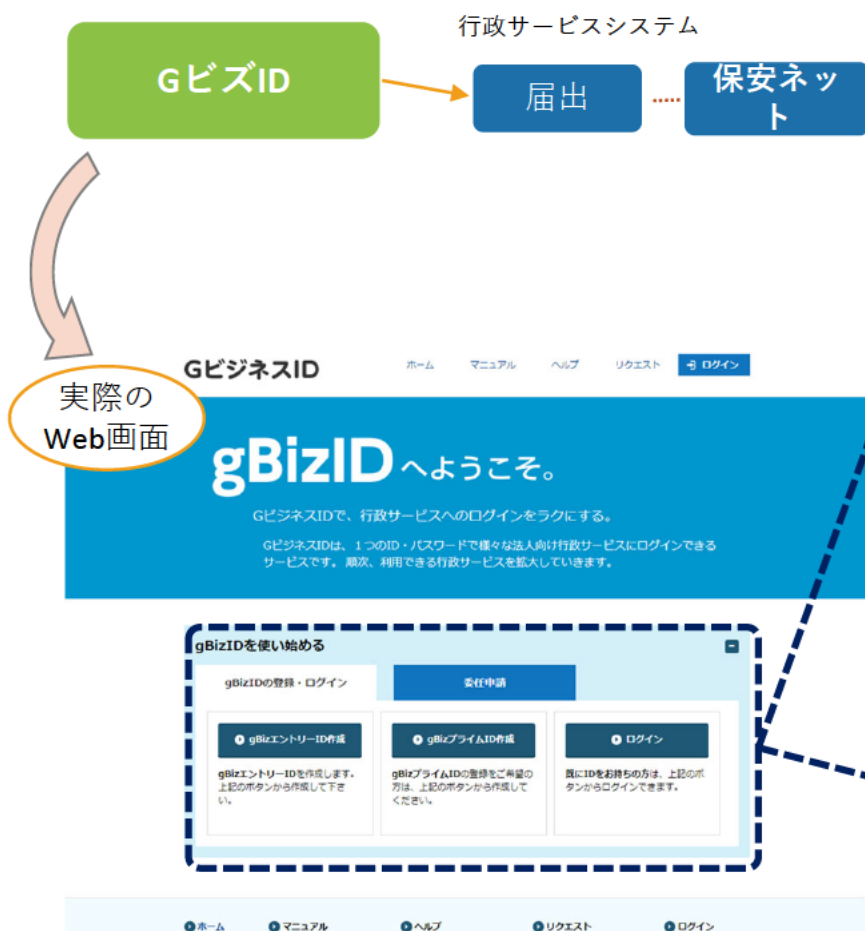
保安ネットのサービスイメージ



保安ネットの概要説明 (2/2)

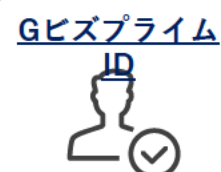
申請者用アカウントは、「GビズプライムID」「GビズメンバーID」「GビズエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

アカウント概要

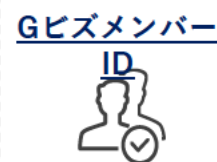


アカウント種別

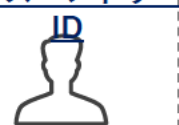
法人



GビズプライムID
法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)



GビズメンバーID
法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。
作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。
gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。



GビズエントリーID
法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。(但し、法人番号情報の入力が必要)

個人

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)

個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆ Gビズ I Dに関するお問い合わせ先

Gビズ I Dヘルプデスク

電 話 0 6 - 6 2 2 5 - 7 8 7 7

受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

◆ 保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電 話 0 5 0 - 2 0 1 8 - 8 3 8 1

受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0